

学校法人ミスパリ学園寄附行為

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人ミスパリ学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜1丁目8番3号に置く。

2 この法人は、従たる事務所を東京都中央区銀座5丁目10番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有意な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

名 称	課 程 名
ミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校	衛生（エステティック）専門課程
ミス・パリ・ビューティ専門学校	専門課程（美容）（衛生関係）
ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校	専門課程（衛生）

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 不動産業

2 前項の収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人が設置するミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校校長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上4人以下

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人以上5人以下

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員配偶者又は三親等の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第9条 この法人の役員のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人をこえて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（校長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、

1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第13条 役員は、その地位について報酬を支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及

び評議員会に提出すること

- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを愛知県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、この会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ

め意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 19 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第 20 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第 21 条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、12 人以上 21 人以下の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらか

じめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。

この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 寄附行為の変更

(6) 合併

(7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) 収益事業に関する重要事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以上7人以下

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事

会において選任した者 5人以上7人以下

- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人以上7人以下
- 2 評議員のうちには、各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族が1人をこえて含まれることになってはならない。
- 3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(報 酬)

第26条 第13条の規定は、評議員の報酬について準用する。

(任 期)

- 第27条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第28条 評議員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資 産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
 - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。
- 5 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中、収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に委託し、又は確実な銀行に定期預・貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下、「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下、「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がな

なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録等の備付及び閲覧）

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除くとして、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公開）

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（1）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

（2）監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

（3）財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

（資産総額の変更登記）

第 40 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 41 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 愛知県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては愛知県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては愛知県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て愛知県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、愛知県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、愛知県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務

執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 47 条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第 48 条 この法人は、第 38 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、学校法人ミスパリ学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 50 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、愛知県知事の認可の日（平成 20 年 4 月 8 日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	下村 朱美
理事	下村 マルコ
理事	須賀谷 映子
理事	山田 庸男
理事	浅井 隆
監事	榊原 弘魏

監事

川井 彰

- 3 第 25 条第 1 項第 2 号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢 25 年以上になるまでの間、「ミスパリエステティックスクール総合コースの卒業生」と読み替えるものとする。
- 4 この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この寄附行為は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 7 この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この寄附行為は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。(平成 27 年 1 月 29 日、愛知県知事認可)
- 9 この寄附行為は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。(平成 28 年 2 月 3 日、愛知県知事認可)
- 10 この寄附行為は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。(平成 29 年 2 月 10 日、愛知県知事認可)
- 11 この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条については令和 2 年 3 月 31 日から施行する。(令和 2 年 3 月 25 日、愛知県知事認可)
- 12 この寄附行為は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。(令和 3 年 7 月 8 日、愛知県知事認可)

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>名称 課程名</p> <p>ミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校 衛生(エステティック)専門課程</p> <p>ミス・パリ・ビューティ専門学校 専門課程(美容)(衛生関係)</p> <p>ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校 専門課程(衛生)</p> <p><u>ビューティ&ウェルネス専門職大学</u></p> <p><u>ビューティ&ウェルネス学部</u></p> <p><u>ビューティ&ウェルネス学科</u></p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>ビューティ&ウェルネス専門職大学</u></p> <p>学長</p> <p>(2) この法人が設置する<u>専門学校の校長から1人</u></p> <p>(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 <u>1人以上4人以下</u></p> <p>(4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 <u>2人以上4人以下</u></p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、<u>学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</u></p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>第13条 役員は、その地位について<u>報酬、賞与及び退職慰労金(以下、「報酬等」という。)</u>を支給しない。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>名称 課程名</p> <p>ミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校 衛生(エステティック)専門課程</p> <p>ミス・パリ・ビューティ専門学校 専門課程(美容)(衛生関係)</p> <p>ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校 専門課程(衛生)</p> <p><新設></p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p><新設></p> <p>(1) この法人が設置する<u>ミス・パリエステティック専門学校 名古屋校 校長</u></p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 <u>2人以上4人以下</u></p> <p>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 <u>2人以上5人以下</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、<u>校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</u></p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第13条 役員は、その地位について<u>報酬</u>を支給しない。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要</p>

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>した費用を弁償することができる。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること</p> <p>(4) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(5) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p style="text-align: center;"><以下、略></p>	<p>した費用を弁償することができる。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること</p> <p>(4) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(5) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>愛知県知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p style="text-align: center;"><以下、略></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 第 13 条の規定は、評議員の報酬等について準用する。</p>	<p>(報 酬)</p> <p>第 26 条 第 13 条の規定は、評議員の報酬について準用する。</p>
<p>(解 散)</p> <p>第 42 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席し</p>	<p>(解 散)</p> <p>第 42 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席し</p>

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>た理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>文部科学大臣</u>の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合 併)</p> <p>第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p>第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この寄附行為は、愛知県知事の認可の日(平成20年4月8日)から施行する。</p> <p>2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事(理事長) 下村 朱美</p> <p>理事 下村 マルコ</p>	<p>た理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>愛知県知事</u>の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>愛知県知事</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>愛知県知事</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合 併)</p> <p>第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>愛知県知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p>第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>愛知県知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>愛知県知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この寄附行為は、愛知県知事の認可の日(平成20年4月8日)から施行する。</p> <p>2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事(理事長) 下村 朱美</p> <p>理事 下村 マルコ</p>

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
理事 須賀谷 映子	理事 須賀谷 映子
理事 山田 庸男	理事 山田 庸男
理事 浅井 隆	理事 浅井 隆
監事 榊原 弘魏	監事 榊原 弘魏
監事 川井 彰	監事 川井 彰
3 第25条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「ミスパリエステティックスクール総合コースの卒業生」と読み替えるものとする。	3 第25条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「ミスパリエステティックスクール総合コースの卒業生」と読み替えるものとする。
4 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。	4 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
5 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。	5 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
6 この寄附行為は、平成22年10月1日から施行する。	6 この寄附行為は、平成22年10月1日から施行する。
7 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。	7 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
8 この寄附行為は、平成27年10月1日から施行する。(平成27年1月29日、愛知県知事認可)	8 この寄附行為は、平成27年10月1日から施行する。(平成27年1月29日、愛知県知事認可)
9 この寄附行為は、平成28年1月1日から施行する。(平成28年2月3日、愛知県知事認可)	9 この寄附行為は、平成28年1月1日から施行する。(平成28年2月3日、愛知県知事認可)
10 この寄附行為は、平成29年1月1日から施行する。(平成29年2月10日、愛知県知事認可)	10 この寄附行為は、平成29年1月1日から施行する。(平成29年2月10日、愛知県知事認可)
11 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条については令和2年3月31日から施行する。(令和2年3月25日、愛知県知事認可)	11 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条については令和2年3月31日から施行する。(令和2年3月25日、愛知県知事認可)
12 この寄附行為は、令和3年8月1日から施行する。(令和3年7月8日、愛知県知事認可)	12 この寄附行為は、令和3年8月1日から施行する。(令和3年7月8日、愛知県知事認可)

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p><u>13 この法人の組織変更時の役員は次のとおりとする。</u></p> <p><u>理事（理事長）</u> <u>下村 朱美</u></p> <p><u>理事</u> <u>室伏 きみ子</u></p> <p><u>理事</u> <u>本鍋田 あゆみ</u></p> <p><u>理事</u> <u>杉山 枝里</u></p> <p><u>理事</u> <u>杉原 昭二</u></p> <p><u>理事</u> <u>小山 節司</u></p> <p><u>理事</u> <u>山田 庸男</u></p> <p><u>理事</u> <u>秋山 千恵美</u></p> <p><u>監事</u> <u>殿水 幸雄</u></p> <p><u>監事</u> <u>久堀 好之</u></p>	<p><新設></p>
<p><u>14 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		令和3 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—
	施 設	基 準 内	—	594,108	校地(13,676.71㎡)は、借用する。 借用契約期間:令和3年4月1日から令和25年3月31日まで 施設(基準内11,339.14㎡、基準外5,440.74㎡、合計16,779.88㎡)は、 無償譲渡される。 財産目録の金額:2,775,562,172円	—	—	—	594,108
		基 準 外	—	—		—	—	—	—
	設 備	図 書	—	39,740	—	—	—	—	39,740
		教 具 校 具 備 品	—	224,173	144,789	—	—	—	368,962
	小 計		—	858,021	144,789	—	—	—	1,002,810
新設校の開設年度の経常経費					855,675				855,675
合 計			—	858,021	1,000,464	—	—	—	1,858,485
既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	0 千円						
		基 準 外	0 千円						
	設 備	図 書	0 千円						
		教 具・校 具・備 品	0 千円						

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	1,858,485千円	2021年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金4,334,660千円のうち1,858,485千円を財源に充当
合 計	1,858,485千円	

財産目録総括表

科目	年度	令和2年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和3年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和4年3月31日)
一 基本財産		4,037,896 千円	4,002,772 千円	4,002,772 千円
二 運用財産		5,464,832 千円	5,735,269 千円	5,735,269 千円
収益事業用財産		126,361 千円	124,855 千円	124,855 千円
三 負債額		1,055,965 千円	1,248,478 千円	1,248,478 千円
1 固定負債		18,561 千円	27,864 千円	27,864 千円
2 流動負債		1,037,403 千円	1,220,614 千円	1,220,614 千円
収益事業用負債		2,986 千円	3,111 千円	3,111 千円
四 基本財産+運用財産		9,502,728 千円	9,738,041 千円	9,738,041 千円
五 純資産(四-三)		8,446,763 千円	8,489,563 千円	8,489,563 千円

貸借対照表

2022年 3月31日

(単位：円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産		5,341,327,484	5,373,705,481	△ 32,377,997
有形固定資産		4,180,308,431	4,218,308,108	△ 37,999,677
その他の資産		1,161,019,053	1,155,397,373	5,621,680
流動資産		4,396,713,069	4,129,022,761	267,690,308
資産の部合計		9,738,040,553	9,502,728,242	235,312,311
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債		27,863,857	18,560,906	9,302,951
流動負債		1,220,613,810	1,037,403,839	183,209,971
負債の部合計		1,248,477,667	1,055,964,745	192,512,922
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
基本金		4,487,733,980	4,664,525,891	△ 176,791,911
第1号基本金		4,428,687,578	4,371,439,033	57,248,545
第2号基本金		0	235,168,000	△ 235,168,000
第4号基本金		59,046,402	57,918,858	1,127,544
繰越収支差額		4,001,828,906	3,782,237,606	219,591,300
純資産の部合計		8,489,562,886	8,446,763,497	42,799,389
負債及び純資産の部合計		9,738,040,553	9,502,728,242	235,312,311

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和 4年度	ビューティ&ウェルネス専門職大学 設置に係る 校舎の改修	鉄筋コンクリート造 銅板葺地下1階付 6階建 16,779.88㎡ うち、校舎11,339.14㎡	令和5年1月 工事完了予定	
	ビューティ&ウェルネス専門職大学 設置に係る 図書の購入	図書 10,000冊 視聴覚資料 21点 雑誌 16種	令和5年1月～ 令和5年3月予定	
	ビューティ&ウェルネス専門職大学 設置に係る 設備の購入	教具・校具・備品 4,185点	令和5年1月～ 令和5年3月予定	
	ミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校の 校舎の改修	内壁修繕、ブラインド工事	令和4年5月～ 令和4年9月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校の 校舎の改修	外壁工事、非常照明設備・ 消防設備改修	令和4年7月～ 令和4年9月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校の 校舎の改修	温水ポンプ交換	令和5年2月～ 令和5年3月予定	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和5年度	ビューティ&ウェルネス専門職大学 設置に係る 設備の購入	教具・校具・備品 2,164点	令和5年11月～ 令和6年3月予定	
	ミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校の 校舎の改修	内壁修繕、ブラインド工事	令和5年5月～ 令和5年9月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校の 校舎の改修	正門改装工事	令和6年2月～ 令和6年3月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校の 校舎の改修	教室改修工事	令和6年2月～ 令和6年3月予定	
令和6年度	ミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校の 校舎の改修	内壁修繕、ブラインド工事	令和6年5月～ 令和6年9月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校の 校舎の改修	裏門改装工事	令和7年2月～ 令和7年3月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校の 校舎の改修	教室改修工事	令和7年2月～ 令和7年3月予定	
令和7年度	ミス・パリ エステティック専門学校 名古屋校の 校舎の改修	内壁修繕、ブラインド工事	令和7年5月～ 令和7年9月予定	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和7年度	ミス・パリ・ビューティ専門学校の校舎の改修	教室改修工事	令和8年2月～ 令和8年3月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校大宮校の校舎の改修	教室改修工事	令和8年2月～ 令和8年3月予定	
令和8年度	ミス・パリ エステティック専門学校名古屋校の校舎の改修	内壁修繕、ブラインド工事	令和8年5月～ 令和8年9月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校の校舎の改修	教室改修工事	令和9年2月～ 令和9年3月予定	
	ミス・パリ・ビューティ専門学校大宮校の校舎の改修	教室改修工事	令和9年2月～ 令和9年3月予定	

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和6年度	令和7年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		385,230	711,660	1,047,660	1,382,460
手数料収入		10,675	10,955	10,955	10,955
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		31,140	31,518	32,025	32,700
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		699,660	1,035,660	1,370,460	1,370,460
その他の収入		27,000	27,000	27,000	27,000
資金収入調整勘定		△373,230	△699,660	△1,035,660	△1,370,460
前年度繰越支払資金		△374,880	△496,080	△327,236	12,035
収入の部合計		405,595	621,053	1,125,204	1,465,150

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和6年度	令和7年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		377,220	473,220	564,220	564,220
教育研究経費支出		110,570	196,410	266,190	332,970
管理経費支出		263,385	251,159	255,259	259,359
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		150,000	0	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	27,000	27,000	27,000
[予備費]		500	500	500	500
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		△496,080	△327,236	12,035	281,101
支出の部合計		405,595	621,053	1,125,204	1,465,150

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	令和6年度	令和7年度	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	385,230	711,660	1,047,660	1,382,460
		手数料	10,675	10,955	10,955	10,955
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	31,140	31,519	32,025	32,700
		雑収入	0	0	0	0
		教育活動収入計	427,045	754,134	1,090,640	1,426,115
	支出	人件費	377,220	473,220	564,220	564,220
		教育研究経費	194,270	289,610	359,390	426,170
		管理経費	284,185	271,959	276,059	280,159
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出計	855,675	1,034,789	1,199,669	1,270,549		
教育活動収支差額		△428,630	△280,655	△109,029	155,566	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	6,000	6,000	6,000	6,000
		教育活動外収入計	6,000	6,000	6,000	6,000
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		6,000	6,000	6,000	6,000	
経常収支差額		△422,630	△274,655	△103,029	161,566	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔予備費〕		500	500	500	500	
基本金組入前当年度収支差額		△423,130	△275,155	△103,529	161,066	
基本金組入額合計		△150,000	0	0	0	
当年度収支差額		△573,130	△275,155	△103,529	161,066	
前年度繰越収支差額		229,469	△343,661	△618,816	△722,345	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△343,661	△618,816	△722,345	△561,279	

(参考)

事業活動収入計	433,045	760,134	1,096,640	1,432,115
事業活動支出計	855,675	1,034,789	1,199,669	1,270,549